

要領別表

補助対象経費	補助率（補助金額）
<p>①の者が、②に掲げる資格を取得するために、対象事業者が負担した③の経費</p> <p>①事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未満の常勤の従業員</p> <p>②各種施工（管理）技士、建築士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、技術士、測量士、地質調査技師、給水装置工事主任技術者、消防設備士</p> <p>③事業実施年度中に受験した資格試験の受験手数料、願書代、講座受講料（入学金を含む。）、及び教材費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税は対象外とする。 ・対象事業者において、取得した資格に係る手当制度を創設（既に手当制度がある場合は増額改正又は週休2日制（4週8休又は年間休日数104日以上の場合に限る。）を導入）した場合のみ③の経費を補助の対象とする。 ・補助の対象とすることができる従業員数は、1事業者あたり3名までとする。 ・事業実施年度の前年度に支払われた経費であっても、当該資格試験を受験するために、補助対象者が負担した経費は補助対象経費とする。（前年度以前に補助対象経費として採択されたものを除く。） ・補助対象経費について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。 	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、予算の範囲内で、事業年度に関わらず、1人あたり5万円を上限とする。（千円未満切捨）</p>